

# 特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ特定個人情報取扱い規程

規程第6号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、当法人が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下平成25年法律第27号。「番号法」という。)及び、「個人情報の保護に関する法律」(以下平成15年法律第57号。「個人情報保護法」という。)及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日)(以下、「特定個人情報ガイドライン」という。))に基づき、当法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的とする。

2 本規程は、特定個人情報の「取得」「利用」「保管」「提供」「削除・廃棄」「開示、訂正、利用停止」の各段階における取扱い方法等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2)「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係るものを識別するために指定されるものをいう。

(3)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4)「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

(5)「個人情報ファイル」とは、特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(6)「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7)「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者(第2条第2号)が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第3者への提供の停止を行う事ができる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(8)「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(9)「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で個人番号を利用して行う事務をいう。

(10)「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(11)「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(12)「個人情報取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業用に供えている者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定めるものを除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5千を超えない者以外の者をいう。

(13)「従業者」とは、直接又は間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員、又は当法人との間の委任関係にある理事、監事、及び当法人との間の雇用関係にないもの（有期派遣契約職員等）をいう。

(14)「事務取扱担当者」とは、当法人において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

(15)「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

(16)「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

2 前項に定めのない用語については番号法その他の関係法令の定めに従う。

(適用範囲)

### 第3条

本規程は次の各号に適用する。

- (1) 従業者
- (2) 従業者の扶養親族
- (3) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の対象者
- (4) 委託業者

2 本規程は、当法人が取り扱う特定個人情報等（その取扱いを委託されている特定個人情報等を含む。）を対象とする。

(個人情報保護規程との関係)

第4条 本規程と当法人個人情報保護規程及び関連する当法人規程での規定が異なる場合、本規程で定める事項については本規程が優先して適用される。この規程に定めがない事項については当法人個人情報保護規程及び関連する当法人規程が適応される。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 当法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 従業者(扶養親族を含む)に係る個人番号関係事務
  - ① 給与所得の源泉徴収票(支払報告書)の作成事務
  - ② 雇用保険に係る届出事務
  - ③ 健康保険及び厚生年金に係る届出事務
- (2) 従業者の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務
  - ① 国民年金第3号被保険者に係る届出事務
- (3) 従業者以外の個人に係る個人番号関係事務
  - ① 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」作成事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第6条 第5条第1号、第2号、第3号に基づいて、当法人が個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等はつぎのとおりとする。

- (1) 従業者の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、健康保険被保険者番号、雇用保険被保険者番号、賃金額
- (2) 従業者の扶養親族の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、収入額
- (3) 従業者の被扶養配偶者の基礎年金番号
- (4) その他、第5条1号、2号、3号に定める事務を行うために必要とされる特定個人情報

## 第2章 組織体制等

(組織体制)

第7条 理事長は、特定個人情報管理者責任者(以下「管理責任者」)を任命する。

2 管理責任者は、特定個人情報事務取扱責任者(以下「事務取扱責任者」という。)及び特定個人情報事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という。)を指名する。

3 管理責任者は、取扱責任者及び事務取扱担当者を変更する場合、従前の事務取扱責任者及び事務取扱担当者から新たになる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。管理責任者は係る引継ぎが行われたか確認するものとする。

(管理責任者)

第8条 管理責任者は、特定個人情報等に関する監査を除き、当法人における特定個人情報の取り扱いについて総括的な責任と権限を持つ。

2 管理責任者は以下の業務を所管する。

- (1) 当法人における「特定個人情報保護に関する基本方針」の策定
- (2) 本規程及び委託先の選定基準の承認及び従業員への周知
- (3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施
- (4) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理
- (5) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進などを目的とした諸施策の策定・実施
- (6) 特定個人情報の取扱担当部署及び権限について設定及び変更管理
- (7) 事故発生時の対応策の策定・実施
- (8) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画
- (9) その他当法人全体における特定個人情報の安全管理に関する事

3 管理者責任者は、監事により内部監査の報告を受け、必要に応じて特定個人情報管理体制の改善を行う。

附則

この規則は、平成28年1月1日から制定とする。